

議会議案第 5 号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に
関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 8 年 6 月 2 9 日提出

提出者

奈良市議会議員 柳 田 昌 孝

賛成者

奈良市議会議員 岡 本 誠 至

同 下 村 千 恵

同 木 下 修 平

同 佐 野 和 則

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成２０年奈良市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の１７５」を「１００分の１７０」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（令和８年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

- ２ 令和８年１２月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例第５条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１７０」とあるのは、「１００分の１６５」とする。

（提案理由）

参酌している国会議員の期末手当の支給割合が改定されたことに合わせて、議会の議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第26号）	4 制定改廃の概要	1．議会の議員の期末手当の支給割合を改定する。 2．令和８年12月に支給する期末手当について特例措置を設ける。
3 制定改廃の理由	・参酌している国会議員の期末手当の支給割合が引き下げられたことに合わせて、本市の議会の議員の期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和８年の年間の支給割合との均衡を図るため、令和８年12月の支給割合について特例措置を設けようとするもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	議会事務局 議会総務課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。 (1)～(4) 略